公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年５月７日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

1　処分をした年月日　令和８年２月27日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社オーヨド　仲西　厚史　大阪府大阪市北区大淀中３―８―２　国土交通大臣許可（般―３）第28130号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和８年２月27日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年５月７日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

1　処分をした年月日　令和８年３月９日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　田中建設株式会社　田中　大成　福井県越前市本保町21―10　国土交通大臣許可（特―５）第20489号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和８年３月９日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年５月７日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

1　処分をした年月日　令和８年３月23日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社初島組　嶋田　英展　和歌山県有田市初島町浜1071　国土交通大臣許可（般特―４）第1033号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和８年３月23日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年５月７日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

1　処分をした年月日　令和８年３月31日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ビーアーム株式会社　松谷竜二郎　大阪府大阪市中央区北浜３―２―25　国土交通大臣許可（特―７）第26331号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業、解体工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和８年３月31日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年５月７日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

1　処分をした年月日　令和８年３月31日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　エフサステクノロジーズ西日本株式会社　小柳　誠二　大阪府大阪市北区天満橋１―８―30ＯＡＰタワー３階　国土交通大臣許可（般―３）第24415号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業、電気通信工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和８年３月31日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

マンション管理業者の業務停止処分の公告

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第82条第２号の規定に基づく処分をしたので、同法第84条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年５月７日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

1　被処分者
⑴　商号　株式会社ビケンテクノ
⑵　代表者氏名　梶山　龍誠
⑶　主たる事務所　大阪府吹田市南金田２―12―１
⑷　登録番号　大臣(5)第062013号
⑸　登録年月日　令和４年９月19日
2　処分年月日　令和８年４月21日
3　処分内容　マンションの管理の適正化の推進に関する法律第82条第２号に基づく業務停止命令（120日間）
⑴　業務停止期間　令和８年５月19日から令和８年９月15日まで
⑵　停止を命ずる業務の範囲　全国におけるマンション管理業に係るすべての業務。ただし、以下の行為を除く。　イ．業務停止の開始日前に締結された管理受託契約又は管理者受託契約の同一の条件による更新　ロ．業務停止の開始日前に締結された管理受託契約に基づく管理事務又は管理者受託契約に基づく管理者事務（イの規定により同一の条件で更新された管理受託契約又は管理者受託契約に基づくものを含む。）　ハ．業務停止の開始日前に締結された停止条件付き契約（一の管理組合の構成員全員に対して、分譲後の管理受託契約又は管理者受託契約を約するものに限る。）が業務停止期間中に効力発生した場合における、当該管理受託契約に基づく管理事務又は当該管理者受託契約に基づく管理者事務

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告